行為	行為の分類	行為の詳細	申請の要否等			使用料	利用条件等
1.3 3/19			申請不要	申請必要	禁止行為	区用行	型用本目 立
	写真撮影	・企業が行う撮影すべて (本市からの要請等によるものを除く)		0		撮影機1台×100円×利用 日数	【利用条件】 ・周囲の利用者とトラブル(プライバシーや肖像権の侵害等)にならないよう気を付けて行うこと。 【申請に関して】 以下を記載すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ※ 仮設の工作物を設置する場合には別途、占用申請が必要。
		・常時機材を設置したまま行う撮影			0	-	-
撮影		・ドローン撮影 (本市からの要請等によるものを除く)		0		撮影機1台×100円×利用 日数	以下の条件を満たした場合に北浅羽桜堤公園でのみ可能 【利用条件】 ・関係法令を遵守して行うこと。 ・市に有益な撮影とみなしたものに限る。(坂戸市の桜堤公園というのがわかるように編集する等) ・市で行うイベント中は、イベントの所管課の承諾を得ていること。 ・コーン、パリケード、警備員等を配置し撮影エリアを分け、安全対策を図ること。 ・悪天候の場合には中止すること。 ・日の出から日没までの飛行に限る。 ・目視範囲内の飛行とし、小型無人飛行機とその範囲を常時監視して飛行させること。 ・小型無人飛行機は「特定無線設備の技術基準適合照明(技適)」を取得したものであること。 ・操縦者は一等又は二等の操縦士免許を取得した者であること。 ・路償責任保険に加入していること。 ・その他本市が指示した事項に従うこと。 【申請に関して】 以下を記載、添付すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ・保安図(コーン、パリケード等の配置がわかるもの)、技適を取得したドローンだということがわかるもの、操縦士免許証の写し、賠償責任保険の写しを添付。

行為	/= * ~ /\ *E	⟨¬ + α = + ⟨m	申請の要否等			生 田邨	11 E & II T
1万為	行為の分類	行為の詳細	申請不要	申請必要	禁止行為	使用料	利用条件等
	動画撮影	・企業が行う撮影すべて (本市からの要請等によるものを除く)		0		用時間 ※ 仮設の工作物を設置す	【利用条件】 ・周囲の利用者とトラブル(プライバシーや肖像権の侵害等)にならないよう気を付けて行うこと。 【申請に関して】 以下を記載すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ※ 仮設の工作物を設置する場合には別途、占用申請が必要。
		・常時機材を設置したまま行う撮影			0	-	-
撮影		・ドローン撮影 (本市からの要請等によるものを除く)		0		撮影機1台×3,000円×利用時間	以下の条件を満たした場合に北浅羽桜堤公園でのみ可能 【利用条件】 ・関係法令を遵守して行うこと。 ・市に有益な撮影とみなしたものに限る。(坂戸市の桜堤公園というのがわかるように編集する等) ・市で行うイベント中は、イベントの所管課の承諾を得ていること。 ・コーン、パリケード、警備員等を配置し撮影エリアを分け、安全対策を図ること。 ・悪天候の場合には中止すること。 ・日の出から日没までの飛行に限る。 ・目視範囲内の飛行とし、小型無人飛行機とその範囲を常時監視して飛行させること。 ・小型無人飛行機は「特定無線設備の技術基準適合照明(技適)」を取得したものであること。 ・操縦者は一等又は二等の操縦士免許を取得した者であること。 ・賠償責任保険に加入していること。 ・その他本市が指示した事項に従うこと。 【申請に関して】 以下を記載、添付すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ・保安図(コーン、パリケード等の配置がわかるもの)、技適を取得したドローンだということがわかるもの、操縦士免許証の写し、賠償責任保険の写しを添付。
花火、キャン プファイヤー	花火、キャンプ ファイヤー	・全般			0	-	-

仁 为	行為の分類	行為の詳細	申請の要否等			徒田料	利用条件等
行為			申請不要	申請必要	禁止行為	使用料	利用余件等
イベント	すべてのイベント	企業が行うイベント (企業単独のイベントで市の後援を受けていないイベント) ※ 販売行為を行う部分を除く。イベント内で販売行為 を行う場合には、別途申請が必要。		0		5円×使用面積×利用日数	【利用条件】 ・利用の1か月前までに本市に相談すること。 ・園内全域を独占的に利用することを許可しているわけではないので、周囲の利用者に配慮し、譲り合って実施すること。 ・園内の樹木や遊具、施設等を傷つけないこと。 ・地面に杭等を打って設備等を固定する場合や、重機等を使用して設営する場合等については、イベント終了後に整地等を行い、現状復旧させること。 ・来場者及び公園利用者に危害を加えることのないよう、安全に万全を期して実施すること。 ・イベント終了後は、トイレや園路を含め清掃等を行い現状復旧させること。(イベント終了後の翌営業日に職員が確認します。) ・公園をイベントで利用すること及びイベントに関する問い合わせ先を事前に公園利用者に周知(貼り紙等)すること。また、苦情等には真摯に対応すること。 ・公園付近の路上駐車や渋滞が発生しないよう、交通誘導員を配置すること。 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1/2/5		企業が行うイベント (市と共催のイベント又は市の後援を受けたイベント) ※ 販売行為を行う部分を除く。イベント内で販売行為を行う場合には、別途申請が必要。		0		を受けているイベントだということが確認できる 書類の提出が必要。また、販売行為を行う場合 には当該部分について、	・その他については別途協議することとする。 【申請に関して】 以下を記載したイベント企画書を添付すること。 ①平面図(使用面積がわかるように) ②スケジュール ③内容(販売をするのであれば、販売するものと金額がわかるもの。) ④仮設工作物、掲出物に関してわかるもの
宗教勧誘及び 布教活動	宗教勧誘及び布教 活動	宗教勧誘及び布教活動			0	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	本市に相談すること

Ī	行為	行為の分類	行為の詳細	申請の要否等	使用料	
ı	1] 🖽	1]何仍万块	11 一分の計画	申請不要 申請必要 禁止行為	使用料	利用条件等

【補足】

・「業」としてとは、営業行為として撮影行為を行う者が、職業又は業務として当該撮影行為を行うことをいう。

【注意事項】

- ・撮影に際しては、周囲の利用者とトラブル(プライバシーや肖像権の侵害等)にならないよう気を付けて行ってください。
- ・上記行為において起きた第三者とのトラブル、事故等については、行為を行った者の責任とし、誠意をもって対応すること。